


えん罪救済センターNEWS No.4

CONTENTS

新年度のご挨拶（稲葉光行）	1
科学的証拠とわが国の刑事裁判－夜明け前・DNA鑑定との戦い（佐藤博史） ..	2
「平野母子殺害事件」差戻後控訴審判決に思う（木谷 明）	3
シンポジウム「えん罪を生まない捜査手法を考える」開催のお知らせ	6
えん罪救済センター・2016年度活動状況（山田早紀）	7
えん罪救済 学生ボランティアの活動（笹倉香奈）	9
連載エッセイ・科捜研とは何だったのか 第1回（平岡義博）	10

えん罪救済センター Innocence Project Japan


 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学 人間科学研究所気付

 URL: <http://www.ipjapan.org/>

 facebook:

<https://www.facebook.com/innocence.project.japan>

 Email: ipj2015@outlook.com

 Tel/Fax: 075 (466) 3362

●第4号 2017年4月17日発行

(受付時間 9:00~17:30, 土日祝日を除く)

新年度のご挨拶

代表 稲葉 光行（立命館大学 教授）



「えん罪救済センター(Innocence Project Japan, 通称:IPJ)」が2016年4月1日に発足してちょうど1年が経過した。この1年の間に、日本の刑事弁護を代表する弁護士の先生方、著名な刑事法学者、法心理学者、法科学者など数十名が参加する専門家集団が形成された。IPJは、ニューヨークのイノセンス・プロジェクトから「Innocence Project」という名称使用を許可された日本初の団体となり、米国や台湾のイノセンス・プロジェクトとの間での国際的な連携も進みつつある。国内外のマスコミでも取り上げられ、現時点での相談件数は2百件を超えている。海外ではロースクールに拠点を置き、実際に関わる専門家は数名というプロジェクトが多い中で、日本は「専門家が数十名」と答えると、その規模の大きさに驚かれる。発足後まだ間もないこともあり、雪冤までは至っていないが、特にIPJ運営委員の先生方の多大なご助力によって、体制づくりという点においてはIPJはかなりの成果を挙げたと考えている。

思い起こせば、技術屋の立場から志布志事件や鹿児島強姦事件の検証に関わり、そこで刑事司法の「科学性」に疑問を持った私は、浜田寿美男先生からのアドバイスもあって、IPJ設立の約1年前（2015年3月）にニューヨークとカリフォルニアのイノセンス・プロジェクトを訪問した。帰国後、指宿信先生、佐藤博史先生、笹倉香奈先生、平岡義博先生など錚々たる方々にお会いしたところ、「ずっと日本でイノセンス・プロジェクトを立ち上げたいと考えていた」というお言葉をいただき、そのような動きさえ把握できていなかった自分の無知を恥じるとともに、とにかく先生方が集まるハブ的な場を用意する支援をさせていただきたいということを申し上げた次第である。これまでIPJの構想を練ってこられた先生方の長年の蓄積と知見がなければ、IPJ発足後わずか1年でこれだけの体制が整うということにはなかったということは明らかである。

IPJ発足後に、私自身が驚いたことの1つは、その社会的な反響の大きさである。はからずもIPJ代表として指名された私は、新聞社やテレビ局から多数の取材を受けることとなった。

そこで何人もの記者から、「刑事司法を科学の視点から検証する組織ができるということは画期的です」と興奮気味に言われた。また、イベントを開催する度に、多くの市民の方々が集まり、寄付もいただけるようになった。結局一般市民としては、専門知識はなくても自動車や飛行機事故の原因調査といったプロセスはわかるが、様々なえん罪が明らかになる中で、司法判断の基準やプロセスはよくわからないという疑問があったのではないかと考える。そのような中でIPJの発足は、ある意味でタイムリーであったのかもしれない。

とりあえずIPJは、体制作りと社会的な反響を得るという点においては、多くの先生方のご尽力や市民の方々のご支援もあって、比較的スムーズに滑り出すことができたと思う。しかしIPJ本来の使命である科学的検証による雪冤活動という点においては、依然として大きな壁が立ちだかっているように思える。実際、これまでの相談に対する検討の過程で、証拠へのアクセスが制限され、証拠保存も不十分な中で、十分な科学的証拠を入手することは不可能であるという結論になることも何度もあった。その結果、せっかくご相談をいただきながら、支援ができないという回答をせざるを得なかった方々には、IPJの呼びかけ人の一人として大変申し訳なく思っている。

米国や台湾では、刑事裁判に関わる証拠の保存や保管について政府レベルでの審議が行われ、DNA再鑑定を支えるための法制度なども整備されつつあると聞く。幸いIPJは発足当時より、国際的な連携を重視してきた。従って今後は、個々の依頼案件を最先端の科学の視点で洗い出す作業をすすめながら、同時に海外の先進事例を紹介することで、日本の司法制度をメタな視点から検討するための情報提供や問題提起をしていくことが必要であろう。司法の現場で直接戦うことができない私自身としては、IPJを通して、外部のメタな視点から、日本の司法の改善に多少なりとも貢献ができれば幸いだと思っている。またIPJの先生方には、私のような司法の素人にも根気強くご教示をさせていただきながら、同時に、司法の外の人間の視点を活用していただければ幸いである。

科学的証拠とわが国の刑事裁判



－夜明け前・DNA鑑定との戦い

弁護士 佐藤 博史

「えん罪救済センター」（イノセンス・プロジェクト・ジャパン〔以下、IPJ〕）は、「犯人性」（被告人が犯人か否か）が問題となっている事件で、DNA鑑定などの科学的証拠によって、被告人の無実を明らかにしようというわが国初の試みである。

そして、被告人の無実を明らかにする科学的証拠の代表格は、DNA鑑定である。しかし、アメリカでは、DNA鑑定によって349件が無実と証明されたのに、わが国でDNA鑑定によって無実が証明された著名事件は、足利事件、東電OL事件、鹿児島強姦事件の3つしかない。

しかも、いずれの事件でも、被告人が有罪とされた「誤った証拠」がDNA鑑定で、それも、（警察庁付属の）科学警察研究所（科警研）または（警視庁・道府県警察付属の）科学捜査研究所（科捜研）のDNA鑑定だった。わが国の刑事裁判で科学的証拠が果たしている役割は、実に深刻なのである。

アメリカのイノセンス・プロジェクトは、DNA鑑定が決定的な無罪証拠になり得ることを示しただけでなく（そこで、アメリカでは、いまやDNA鑑定は、何よりもえん罪を晴らす無実の証拠である）、自白や目撃者の供述などの供述証拠はもとより、指紋、毛髪鑑定、火災原因調査などその他の科学的証拠の信用性に根本的な疑問があることを教えたが、わが国は、いまだにDNA鑑定と戦わなくてはならない「夜明け前」の状態にある。

しかし、わが最高裁判所は、（足利事件と東電OL事件では間違ったが、）大阪母子殺人事件で、有罪証拠とされたDNA鑑定の、広島窃盗事件（煙石事件）で、有罪証拠とされた防犯ビデオ映像の、それぞれあるべき証拠評価の方法を示し、下級審裁判官の誤りを正した。

いま私は、沖縄県那覇市郊外の南風原町のパチンコ店の景品交換所で白昼に起きた強盗致傷事件（南風原事件）の被告人・赤嶺武さんの上告審の主任弁護人であるが、南風原事件で問われているのは、DNA鑑定と防犯ビデオ映像という2つの科学的証拠である。

南風原事件の防犯ビデオ映像には、犯人による犯行の一部始終が写されているが、警察は、それを犯人と被告人の容貌が同一か否かの証拠としてしか用いなかった。しかし、映像は必ずしも鮮明ではなく、決定的な有罪証拠とはされなかった。南風原事件の決定的な有罪証拠は、被告人の着衣に被害者の唾液（のDNA）が付着していたというDNA鑑定である。

しかし、犯行現場や犯人と接触した被害者の着衣などから被告人のDNAがまったく発見されていないことの不自然を1、2審は見逃した。また、犯人の容貌は不鮮明でも、犯人の歩き方（「歩容」と呼ばれる）は明確に撮影されており、極端な「外股」である被告人の歩容と明らかに異なっているのに、2審はそれを完全に無視した（なお、1審では問題になっていなかった）。さらに、被告人のアリバイは秒単位で問題にしなければならないのに、2審は、その証拠調べもしなかった。

南風原事件も、足利事件と同じく、「誤ったDNA鑑定」がそのほかの証拠（足利事件では、菅家さんの自白、南風原事件では、赤嶺さんの歩容認証とアリバイ）の評価を狂わせた事件なのである。

私は、足利事件では最高裁を説得できなかった。しかし、大阪母子殺人事件と煙石事件という「科学的証拠によるえん罪」の経験を経たいま、南風原事件で、「科学的証拠と刑事裁判」について「夜明け」を告げる最高裁の判断を引き出せるのではないかと考えている。否、是非そうしなければならない。

南風原事件は、IPJの事件ではない。しかし、南風原事件の戦いは、IPJの戦いと完全に重なり合っている。なお、南風原事件について、途中までであるが、木谷明・佐藤博史・岡島実『南風原事件・DNA鑑定と新しい冤罪』（2013年、現代人文社）がある。

「平野母子殺害事件」差戻後控訴審判決に思う



弁護士 木谷 明

1 帰趨が注目されていた「平野母子殺害事件」について、去る（2017年）3月2日、差戻後控訴審判決が言い渡された。「重要な証拠物を警察が紛失していた」という新聞報道を目にしていたので、1審の無罪判決に対する検察官控訴を棄却した結論は、「当然」と思われた。しかし、証拠物紛失問題に関する控訴審判決の踏み込みは明らかにもの足りない。以下、今回の判決を読んで感じた疑問・感想などを書き記してみたい。

2 この順序として、事案の概要と審理の経過を概観しておく。

被告人は、被害者母子（以下、「被害者」は、母親を指す）の住むマンション（以下、単に「マンション」）で、母子を殺害した上マンションに放火したとして起訴された。しかし、被告人は犯行を終始否認し他に直接証拠がなかったため、本件における犯人性の認定は、間接事実を総合することによって行われることになった。

被告人は、被害者の夫の養父であるが、一見不利な状況証拠が複数認められるとして犯人と疑われ、起訴された。そして、犯人性の認定において検察官が最も重視したのが、「マンションの階段にあった灰皿（以下、「階段灰皿」）からたばこの吸い殻が発見・押収され、それから被告人のDNAと一致するDNAが検出された」という事実であった。被告人は、犯行を否認するだけでなく、「マンションの所在は知らない。もちろん当日被害者方へ赴いたこともない」と供述していたから、この事実は、被告人の弁解を根底から覆す決定的な意味を持つとも思われ、現に、差戻前の

1・2審判決は、この事実を重視していずれも有罪判決を言い渡していた。しかしながら、上告審判決（平成22年4月25日）は、1・2審判決を破棄して事件を第1審に差し戻したのである。

上告審判決が重視したのは、被告人が1審以来、「被害者夫婦に自分が使っていた携帯用灰皿を渡したことがあるので、階段灰皿から発見された吸い殻は、その携帯用灰皿経由で被害者が捨てた可能性がある」という反論をしていた点である。被告人が携帯用灰皿（以下、「携帯灰皿」）を被害者夫婦に渡したことは事実と認められた。その上、階段灰皿の中には、被害者が吸っていたたばこと同銘柄のものも4個存在したが、その吸い殻についてはDNA鑑定がされていなかった。上告審は、このような証拠状況にかんがみ、本件吸い殻が被告人によって灰皿に投棄されたのかどうかという「（犯人性認定上）最も重要な事実」につき審理が尽されていない、として差し戻したのである。これは、逆にいえば、同じ階段灰皿から発見された吸い殻4本が被害者によって捨てられた可能性がないかどうか（つまり、吸い殻4本から被害者のDNAが検出されないか）、よく調べよと命じた趣旨であることが明らかである。

なお、上告審判決は、差戻しに当たって、間接事実によって犯人を特定するためには、「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が著しく困難である）事実関係が必要である」が、1・2審判決が認定した間接事実には、そのようなものが含まれておらず、十分な審理がつくされていない、とした点も注目された。しかし、以下の感想は、この部分に関するものではない。

3 最初に疑問に思ったのは、上告審判決（平成22年4月25日）から今回の控訴審判決までに、なぜ「7年も」かかってしまったのか、という点であった。

上告審判決によって、差戻審での審理の焦点は、「階段灰皿から発見された他の吸い殻から、被害者のDNAが検出されないかどうか」という点にほぼ絞られていた。もしそれが検出されれば、本件吸い殻は、被害者が携帯灰皿経由で階段灰皿に投棄したという疑いがますます強まり、被告人の弁解を否定できなくなる。逆にそれが検出されなければ、「本件吸い殻は、被告人が自分で階段灰皿に投棄したものであり、被告人は少なくともそこまで行っている」「被告人は明らかに虚偽の弁解をしている」ということになる。そうなれば、有罪判決の線も出る可能性がある。しかし、いずれにしても、このような争点に関する審理に7年間もかかるとは到底思われなかった。

私は、吸い殻に関する審理はどうなったのか、という疑問を抱きながら判決文を読み進めたが、吸い殻問題はなかなか出て来ない。

4 末尾部分近くなどに、以下のような説明を発見した。控訴審判決によると、要するに、「(階段灰皿から発見された)被害者が吸っていたのと同じ銘柄の吸い殻は、捜査機関が保管中に紛失したためDNA鑑定ができなかった。だから、これが被害者により携帯灰皿経由で階段灰皿に捨てられた可能性を否定できない」というのである。詳細は分からないが、ともかく、上告審が差戻審における審理の焦点と位置づけた筈の争点については、結局何も審理されていないことが、はっきりした。それでは、控訴審は、1審判決後5年もかけて一体何を審理したのか。私の疑問はますます深まる。そこで、私は、1審判決を取り寄せて読んでみた。すると、それには、紛失の経緯についてまさに驚くべき事情が記載されていた。

5 1審判決によると、検察官は、差戻後1審での最初の打合せ期日に、「吸い殻は、差戻前1審当時において既に紛失していた」「問題の吸い殻の入った段ボール箱は、所轄の平野署で平成14年12月

22日には存在が確認されていたが、同月25日午前11時頃にはなくなっていた」「その後捜索が行われたが、未発見のままである」と釈明したというのである。

これは一体どうしたことか。本件は2名を殺害した重大な殺人事件である。現に、検察官は被告人に死刑を求刑し、有罪と認めた差戻前1審は無期懲役を、控訴審は死刑を宣告している。そういう重大事件について、最も重要な証拠物であるたばこの吸い殻を警察が紛失するというようなことがあり得るのか。しかも、紛失の態様は、段ボールに入った証拠物が箱ごとなくなって、その後の捜索でも発見できなかったという。それだけではない。それは、「差戻し前第1審当時既に紛失していた」というのである。検察官のこの釈明内容がもし上告審段階で明らかにされていたのであれば、上告審は、「破棄差戻判決」ではなく、「破棄無罪判決」を言い渡したのではないか(差戻後1審判決にもその趣旨の記載がある)。そうであれば、上告審判決から今回の判決まで7年もの長期間、被告人・弁護人が応戦を余儀なくされる必要はそもそもなかったのではないか。検察官は、なぜこの点を差戻前の審理で明らかにしなかったのか。

6 私は、その辺の事情を更に知りたくなった。そこで、主任弁護人(後藤貞人弁護士)に問い合せた。これに対する回答が、私を更に驚愕させた。回答によると、弁護人は、差戻前1審の段階から、検察官に対し繰り返し「残りの吸い殻を開示されたい」と求めたが、検察官は、その都度「開示の必要性なし」としてそれを拒絶したというのである。要するに、検察、あたかも吸い殻が手許にあるように装った上で、「開示の必要性なし」と突っぱね裁判所もこれを容認していたのである。裁判所の証拠開示に対する消極的な態度はもちろん責められるべきだが、検察官が、このような「虚偽主張と言われても弁解できない主張」をすることは、絶対に許されてはならない。

それは、どう考えても「公益の代表者」の行動ではない。

7 私が本件の審理過程を見て一番衝撃を受けたのは、警察・検察官のこの対応である。検察官は、そこまで裁判所や弁護人を欺き通すのか。また、警察は証拠物を本当に「紛失」したのか。検察官が釈明する「紛失」の経緯は、どう考えても常識的でない。重要な証拠物の入った大きな段ボール箱1箱が、箱ごと警察署の中から「忽然と姿を消し」、その後の捜索によっても「杳として行方が知れない」というのは、まさに「現代の怪談」ではないか。そのような重要な証拠物を「紛失」した警察の関係者は、一体どういう処分を受けたのか。

もしかすると、「無罪の決定的証拠を隠滅したことで表彰されたのではないか」、ふとそんなことまで想像したくなる出来事である。

8 警察・検察官にこのような「違法・不当な行動」をされては、不幸な冤罪を阻止することは容易でない。冤罪の根絶のためには、本件のように、「誰が考えてもおかしな経緯」が明らかになった事件について、その原因を徹底的に究明することが絶対に必要である。裁判所にはもっと積極的になって欲しいし、マスコミを含めた世論を盛り上げることも必要である。

そういう世論喚起に向けた最大限の努力も、弁護人の課題の一つというべきであろう。

2016年度の活動にご協力いただきましてありがとうございました。

2017年度以降も引き続き、ご支援・ご協力の程よろしく願いいたします。

えん罪救済センター 一同



えん罪救済センター&ニューヨーク大学合同シンポジウム

「えん罪を生まない捜査手法を考える」開催のお知らせ

(開催内容に変更がある場合があります。最新情報はホームページおよびメーリングリストにてお知らせいたします)

取調べにおいて虚偽の自白が行われなくようにするためにはどうすれば良いのでしょうか。科学的捜査を行う専門家のバイアスで捜査結果が歪められてしまうことを防ぐ方法はあるのでしょうか。英国において蓄積されてきた知見を踏まえ、えん罪を生まないための取調べ(インタビュー)手法や科学的捜査のあり方について考えていきたいと思っております。是非、ご参加ください。

日時：

2017年6月18日(日) 13時~17時30分

(開場：12時30分)

場所：

立命館大学・大阪いばらきキャンパス

B棟(立命館いばらきフューチャープラザ)

3階・コロキウム

プログラム(通訳あり)

● 報告 ● 「えん罪救済センター」一年間の活動を振り返って 山田早紀(立命館大学研究員・えん罪救済センター事務局)

● 講演1 ● 「アメリカ合衆国における誤判えん罪」アイラ・ベルキン(アメリカ・アジア法研究所事務局長、ニューヨーク大学教授)

Ira Belkin, "Wrongful Convictions in the United States"



● 講演2 ● 「英国における取調べ—その歴史と展開」 アンディ・グリフィス(ボーツマス大学研究員、英国警察大学講師、

元英国サセックス郡警察警視)

Andy Griffiths, "History and Developments: Investigative Interviewing in the UK"



コメント

浜田寿美男(奈良女子大学名誉教授、立命館大学上席研究員)

● 講演3 ● 「警察捜査における意思決定を強化するための認知的アプローチ—捜査現場から法廷まで」

イティエル・ドロー(ロンドン大学認知神経科学上級研究員)

Itiel Dror, "A Cognitive Approach to Enhancing Police Investigative Decision Making: From Crime Scene to Court"



コメント

平岡義博(立命館大学特別招聘教授、元京都府警察科学捜査研究所)

● 総括 ● 徳永光(獨協大学教授)

● 閉会挨拶 ● 稲葉光行(立命館大学教授・えん罪救済センター代表)

主催：えん罪救済センター (Innocence Project Japan)

共催：立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)

「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」

立命館大学 人間科学研究所「えん罪救済センタープロジェクト」

法と心理学会

えん罪救済センター・2016年度活動状況

事務局 山田 早紀 (立命館大学 研究員)

2016年4月の始動以来、多くのお問合せをいただき、2017年4月現在、約220件のご相談をいただいています。以下、これまでの活動状況についてお知らせいたします。

えん罪救済センターの支援検討要件 当センターで支援を検討する事件は、以下の①、②の両方の条件を満たしている事件です。

- ① 犯人でないのに犯人だとされた、もしくは犯罪でないのに犯罪だとされた刑事事件であること
- ② その事件で起訴されたこと

以上の条件を満たした事件についてえん罪救済の支援を希望される方からお申込みがあった場合には、DNA鑑定などの客観的証拠によりえん罪の立証が可能であるかという点について検討した上で、当センターで支援が可能かどうか、どのような支援が可能かを判断しています。

センターの構成メンバー センターには現在、代表、副代表、事務局に各1名、運営委員に24名がいます。運営委員は17名の弁護士および、7名の法学、心理学、法科学の研究者で構成されています。

センターの支援の検討体制 センターでは月に1回、代表、副代表、運営委員、事務局が集まる会議を行っております。ここではセンターの運営についての議論を行うとともに、お寄せいただいたご相談についてご支援できるかどうかを検討しています。

お寄せいただいたお申込みには1件1件、担当者を決めています。審査はセンターの運営委員や

センターの活動にご協力いただいている弁護士が行います。審査担当者は、お申込みの際に届いた資料を検討し、記録などの取寄せを行います。その後、集めた記録類をもとに、客観的証拠によるえん罪立証が可能であるかどうかを検討し、報告書を作成します。

作成された報告書は月に1回の会議にかけられます。会議では審査担当者が報告書に基づいて、検討状況・結果の報告を行います。代表、副代表、および運営委員は審査担当者の報告について議論し、支援が可能かどうか、あるいは追加調査が必要かどうかを検討します。支援が可能であると決定した場合は、具体的にどのような支援を行うことができるかを議論します。現在、センターでは約30件のご相談について慎重に議論を継続しています。

センターへの専門家の協力体制 客観的証拠となりうる科学証拠に関する検討の際には、その分野の専門家の意見が欠かせません。そのため、センターでは専門家の協力ネットワークを構築する担当者を決めています。担当者は専門家ネットワークを構築し、ご協力いただけるDNA鑑定、画像鑑定などの専門家に意見を求めます。こうした検討に協力していただける専門家ネットワークや弁護士ネットワークを構築することでより多角的な視点からご支援について慎重に検討を行っています。

センター企画シンポジウム センターにお寄せいただいたご相談に関する検討の他に、誤判・えん罪を防ぐための学術的研究も行っています。

2016年9月18日には龍谷大学深草キャンパスにて、京都弁護士会主催シンポジウム「取調

べの可視化と裁判員裁判～映像は真実を映し出せるか？」には共催として協力いたしました。被疑者取調べの録音録画制度（可視化）による、映像使用やその問題点など議論を行いました。

2016年10月15日には立命館大学大阪いばらきキャンパスにて、法と心理学会第17回大会企画シンポジウム「バイアスと冤罪～日本版イノセンス・プロジェクトの実践に向けて」を開催いたしました。科学鑑定におけるバイアス（ものの見方の偏り）によって生じる誤判・冤罪について議論を行うことができました。

本年度もいくつかのシンポジウムを企画中です（本年6月18日に取調べの手法について海外ゲストを招いたシンポジウムを行います。詳細は本ニュースレター6頁をご参照ください）

センターの海外交流 センターでは海外のえん罪救済団体との交流を行い、情報収集をしています。毎年アメリカで開催されているイノセンス団体の交流の場である「イノセンス・ネットワーク」の年次大会にも参加しています。イノセンス・ネットワークには、全米のイノセンス団体や国際的に広がっている同様のイノセンス団体が参加しています。当センターも「イノセンス・ネットワーク」へ正式的に加盟することを目指し、他の団体との交流を行っています。本年3月にアメリカ・サンディエゴにて行われた年次大会にも参加し、国際的ネットワー

クの構築も行っています。特に「台湾冤獄平反協会」とは日常的に情報交換をするとともに、年次大会へ参加するなど密接な連携をとっています。さらに、台湾冤獄平反協会と協力して、東アジアでのえん罪救済団体の交流の場として「東アジア・イノセンス・ネットワーク」の構築を行っています。

以上、2016年度の活動をご報告いたします。

ご相談については継続して検討を行っていますが、現在多くのご相談をいただいておりますが、また人的、金銭的資源も十分とはいえない状況であることからご支援の可否に関する回答までには長期間を要しております。この点、ご相談者の方々を長期間お待たせしてしまう結果となっております大変心苦しく思っております。また、センターのご支援検討要件は満たしているものの、センターとしてのご支援が難しいご相談もあり、すべてのご相談をご支援できないことは申し訳ない限りです。検討体制については改善しつつ多くのご相談に対応していけるよう、邁進してまいりたいと思っております。引き続き、ご相談に関するご支援の検討体制を構築して、検討を着実に進め、誤判・冤罪を防ぐための学術研究を行い、多くの雪冤を果たせるよう、活動してまいります。

今後ともご理解、ご支援の程どうぞよろしくお願いたします。



👆 台湾冤獄平反協会年次大会にて（2016/8/28）

えん罪救済 学生ボランティアの活動

副代表 笹倉 香奈 (甲南大学 教授)

えん罪救済センターの活動には、センターの活動に関心を持ち、自分もえん罪問題に取り組みたいと考える学生たちも関わっています。

甲南大学と立命館大学、合わせて50人以上の学生がボランティアとして登録しています。

研修を受けてセンターの活動について知った上で、シンポジウムの進行補助、その他関連イベントでの広報活動、日々の冤罪事件支援に必要なお手伝い(事務局補助として、資料のファイリングやスキャナでの読み込み作業、資料の整理作業)などをして、冤罪事件支援に関わる専門家のサポートをしています。

また、冤罪問題や刑事司法一般の問題への理解を深めるために、裁判傍聴や刑務所参観に行ったり、実際の冤罪事件の当事者のお話を伺ったり、甲南大学では模擬裁判を開催して刑事司法の運用の実態について学びを深めたりしています。



👉 学生ボランティア交流会 (2017/4/5)

2017年度は、学生同士の交流を深めて全体の活動を本格化させたいと思っています。そのきっかけとすべく、学生ボランティアの交流会を4月5日に立命館大学朱雀キャンパスにて開催しました。春休み最終日にもかかわらず、甲南大学と立命館大学、合わせて20人の学生が参加しました。

学生同士の交流を深めるだけではなく、浜田寿美男教授(えん罪救済センター運営委員・立命館大学上席研究員)から、「なぜ無実の人が自白するのか」ということについて、取り調べの実態や供述調書の取り方などを踏まえた上で、実際の供述調書をつかったディスカッションなどを通してレクチャーを受け、えん罪が発生するメカニズムについても学びを深めました。

また、今後の活動について話し合い、より多くの学生を巻き込み、えん罪の問題についてより多くの人に知っていただくと同時に、センターの活動をサポートしていくことになりました。甲南大学・立命館大学の学生以外にもこの活動を広げていきたいとおもっています。

学生ボランティアの活動に、これからもご注目ください。



👉 シンポジウム開催補助 (2016/9/18)

連載エッセイ (全4回) _____✍

科捜研とは何だったのか (第1回)

平岡 義博

私の専門は分析化学で、大学4年生にケイ酸塩分析(岩石や土砂の分析)を学び、岐阜県の恵那あたりの長石を分析した。教授は湿式分析(重量分析・容量分析など)の「生き字引」と言われる大先生であった。大学院には成績優秀なM君と私が進んだが、常にゼミでは教授から私の浅学ぶりを叱責されてばかりいた。原因はといえば、私にあった。どうもこの教授の高慢振りが気に入らなかった。さらに経済的に厳しくアルバイトのため勉強がおろそかになったことである。ある時

「君、もう一度分析化学をやり直さない」

とお叱りを受け、教授の二部(夜間)の講義を聴講するはめになった。聴講だけではなく、教授用に折りたたみ椅子を教室に運び、黒板をきれいにしておく役目もあった。

教授の授業は化学分析の各論で延々90分続く。聴いている学生は辛そうだったが、私はノートを真面目に取った。そのノートは教室の先輩達にも重宝され、後年、科学捜査研究所に入所し鑑定を行う上でも大いに役立った。教授は常日頃からゼミで、シャーロック・ホームズの話を引き合いに出していた。ホームズが人血と獣血を識別する薬品を作り出す「緋色の研究」など愉快そうに話したものだ。ホームズは幼少の頃から好きだったが、教授の話ではむしろ嫌気を感じたものだ。この「ケイ酸塩分析」や「ホームズ」が科捜研で役に立つとは思ってもみなかった。

私は、大学院修了後、京都府警察科学捜査研究所に入所した。といっても京都府採用試験化学(上級)に合格すれば、衛生公害研究所に入所したいと思っていた。そもそも受験案内には配属先が「科学捜査研究所」とは記載されていなかった。確かに、面接試験では「警察本部でもいいか」という質問を受けた。就職難の時

期であったから私は何でもやるつもりでいたのでも承したのだが、合格通知には

「京都府警察本部刑事部科学捜査研究所」とあったのには驚いた。今でこそ「科捜研の女」有名になったが、当時知っている人は少なかったと思うし私は全く知らなかった。

初出勤して化学科の調査官から科員を紹介していただいた後、業務の内容や心得を教示された。

「君は白鳥判決を知っているか？」

「は？」

私は裁判の世界には全く縁が無かったので答えられなかった。

「疑わしきは被告人の利益に、疑わしきは罰せず、ということだ」

そのことが、この科捜研の業務にどう関わっているのかもわからなかった。さらに調査官はかみしめならおっしゃる。その背中を追いながらついて行った。

「それに『警察は犯人を作り出すところではない』ということ」

「はあ」

私は警察にお世話になったのは一度も無く、これが最初であったが、少なくとも警察は犯罪人を捕まえる正義の組織だ、とその程度の認識しかなかった。犯人を作り出す？ どういう意味か？

「これから、鑑定をしてもらうことになるが『鑑定は科学に忠実に、鑑定の中立とは科学に忠実に』ということだよ」

「はい」

調査官は振り向いて微笑んだ。新米の私に熟練の調査官の言葉がわかるはずもない。少なくとも凄いことをおっしゃっている雰囲気だけはわかったつもりであった。

33年間、鑑定業務に従事してきたが、定年後、あの調査官の言葉が鮮やかに蘇り重く心に響くのはなぜだろう。現在、えん罪救済の活動に身を投じているのも、あの調査官との出会いに原点があったかもしれないと思うのである。

ご寄付の御礼（2016年度）

2016年4月1日から2017年3月31日までに、下記の皆さまより貴重なご寄付を頂戴しました。今後もより一層、活動の充実に努めてまいります。本当にありがとうございました。

（お名前の公表をご了承いただいた方を掲載しております）

五十嵐二葉 様 下出隆史 様 谷岡 修 様
煙石博子 様 栗野庸司 様 田森洋樹 様
松浦一郎 様 爲末和政 様 石塚章夫 様
森野俊彦 様 伊藤 圭 様 加毛 修 様
加茂川正伸 様 小竹広子 様

他 20 名, 3 団体

メーリングリストのご登録

センターではイベントや支援活動に関する情報をメールで配信する「えん罪救済センターメーリングリスト」を開設しています。

登録をご希望される方は

ipj2015@outlook.com

まで、件名に「メーリングリスト登録希望」とご記入のうえ、ご連絡先とお名前をお知らせください。

※ドメイン指定等の拒否設定をしている場合は上記のアドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご連絡ください。

ご寄付のお願い

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件救済支援の活動に使わせて頂きます。

お振込み方法

【ゆうちょ銀行からお振込みの場合】

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

【他行からお振込みの場合】

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店（ヨンサンハチ店）

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター（えん罪救済センター）

本ニュースレターについて

本ニュースレターを今後も定期的に発行いたします。

充実した内容にできるよう努めてまいります。

ぜひお読みください。

次号予告：第5号 2017年6月頃に発行予定です。

◆◇編集後記◇◆

今年度より、ニュースレターの内容も充実させ、えん罪救済センターの活動についてお知らせしていきたいと存じます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。〈さ〉

設立から1年、あっという間に過ぎました。振り返ると反省点ばかりですが、引き続き、よろしくお願い申し上げます。〈や〉